

<照会先>

厚生省大臣官房政策課

(担当・内線) 武田 (2248) 梶野 (2255)

(電話) (代表) 03 (3503) 1711

介護関連事業振興政策会議 議事次第

平成 11 年 9 月 29 日 (水) 11:30~

於 特別第 1 会議室

1 開会

2 厚生政務次官挨拶

3 説明

(1) 会議設置の趣旨について

(2) 介護保険制度の準備状況等について

4 意見交換

- ・ この会議で取り上げるべきテーマ等

5 閉会

介護関連事業振興政策会議の開催について

厚生省大臣官房政策課

1. 趣旨

介護保険制度の導入に当たっては、利用者本位のサービス提供が可能になるよう、多様な事業主体によるサービス提供が期待されている。また、措置制度から保険制度への転換に伴い、市町村等からの受託による事業運営から、都道府県の指定により一定の要件を満たせば事業参加できる仕組みとなり、多様な主体の参加ができる環境が整えられる。

このため、従来にもまして、この分野における民間事業者の総合的な振興が重要になっている。

この観点から、介護保険制度の導入を来年4月に控え、当面の課題となる介護保険への円滑な移行、環境整備、良質なサービスの確保等に加え、中長期的観点に立った課題についても検討するなど、総合的に民間介護事業の振興を図るため、介護サービス関連分野の事業者と有識者とからなる「介護関連事業振興政策会議」（以下「政策会議」という。）を開催する。

2. 政策会議の構成及び運営方針

(1) 開催

政策会議は、厚生省で開催する。（事務局は官房政策課とする）

(2) 構成

政策会議は、老人保健福祉局、介護保険広報支援センターの介護関連事業者相談チームを中心とする厚生省側メンバーと、介護関連の事業者及び事業者団体等により構成する。具体的メンバーは別紙のとおりとする。

政策会議は、介護保険広報支援センター長（大臣官房政策課長）が主宰する。

(3) 議題

当面の課題として、以下の諸点を取り上げる。

- ・介護保険制度施行に伴う事業の円滑な移行
- ・民間介護事業の円滑実施のための環境整備
- ・民間介護事業の起業・参入等の支援・育成
- ・サービスの評価、情報提供等良質なサービスの確保

また、これに加え、中長期的な民間介護事業の課題についても検討を加える。

(4) 運営方針

当面、介護保険制度施行までの間、月1回程度開催する。

第1回は9月29日に行う。